

一般社団法人 東京技術士会 SIG技術評価センター事業実施規則

2009年12月24日 幹事会承認

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人 東京技術士会SIG技術評価センター(以下、技術評価センターという)が、技術評価センター以外の者(以下、委託者という)から受託して行う業務(以下、技術評価業務という)について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 技術評価業務とは、委託者の要請に応じ、技術に係る産業界等における技術評価を行う事業に関する業務をいう。

(技術評価業務の内容)

第3条 技術評価業務は、以下のものをいう。

- (1)産業界等に関する技術評価
- (2)公官庁等に関する技術評価
- (3)司法等に関する技術評価
- (4)損害保険等に関する技術評価
- (5)金融機関等に関する技術評価
- (6)その他の技術評価

(実施基準)

第4条 技術評価業務の受託および実施において、次の各号を満たしていることを確認すること。

- (1)日本国の法律に反しないこと
- (2)著しく社会通念や公序良俗に反しないこと
- (3)技術士の倫理に反しないこと
- (4)一般社団法人東京技術士会の定款等に反しないこと

第2章 実 施 手 続

(申込)

第5条 技術評価業務を委託しようとする者は、別紙1(技術評価センター様式1)に必要な内容を記載し、技術評価センターに提出する。本用紙の受理をもって受付とする。

(契約)

第6条 技術評価センターは委託者と別紙1の業務委託契約を締結する。

(技術評価業務実施)

第7条 技術評価センターは、技術評価業務委託契約成立したときは可及的速やかに業務担当者(グループ)を選任し、技術評価業務規則に従って技術評価業務を実施する。

第3章 実 施 と 報 告

(権限と責任)

第8条 技術評価センターは、業務契約に示すように以下の権限と責任を有する。

- (1)技術評価センターは、技術評価業務規則に沿った技術評価業務に関し、一般社団法人東京技術士会SIG技術評価センターとして報告書を提出することができる。
- (2)技術評価センターは、技術評価業務規則に沿った技術評価業務に関し、報告書に関する技術的内容について責任を負う。
- (3)技術評価センターは報告書による影響等として一般的な財産等に対する影響等、産業所有権等の知的財産等に対する影響、法的影響等、人命への影響等の一切の波及に関する責任を負はない。
- (4)一般社団法人東京技術士会について(3)の内容について同様とする。

(実施と報告)

第9条 技術評価担当グループは速やかに技術評価業務を実施し、技術評価センターの承認を経て報告書を提出することができる。

(対価と請求)

第10条 技術評価センターは、委託者と合意した報酬もしくは契約書等において明示した技術評価業務対価を請求することができる。本報酬の算出におい

て技術評価業務の対価として公益社団法人日本技術士会が定める技術士報酬規定を参考とすることができる。

(参考:2009年6月時点で、1日当たり145000)

(費用の精算)

第11条 技術評価センターは、技術評価業務を実施したグループ(もしくはメンバ)に対し、技術評価報酬の85%を原資として業務実施報酬を精算する。なお、精算において可能な限り銀行等の振込により実施するものとする。

(技術評価センター等費用の精算)

第12条 技術評価センターは、技術評価業務による報酬の15%を原資として管理費として使用する。また、同5%を一般社団法人東京技術士会管理手数料として支払うものとする。ただし、一般社団法人東京技術士会より手数料等を予め差し引いた金額にて受託した場合はこのかぎりではない。

第4章 守 秘 義 務

(守秘義務)

第13条 技術評価センター会員は、その技術評価業務に関して知りえた秘密について、技術士法に定めるところにより守秘義務を負う。

(罰則)

第14条 技術評価センター会員は、技術士法に違反した場合はその定める罰則を受ける。

第5章 そ の 他

(除外規定)

第15条 技術評価センターは、裁判所の決定による請求もしくは正当な手続きを経た行政の請求があった場合は、業務上知り得た秘密について守秘義務に関わらず開示することができる。

(規則の変更等)

第16条 本規則は、幹事会の決定により修正し、SIG技術評価センター総会の承認をもって変更する。

付 則

本規則は、平成22年1月1日から施行する。